

湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 2 月 13 日

湯河原町長



湯河原町条例第 2 号

湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯河原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。
第14条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基

準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（湯河原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 湯河原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年湯河原町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（湯河原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 湯河原町職員の育児休業等に関する条例（平成4年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第6条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改め、「部内の」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。